

新潟市の「不登校未然防止プロジェクト」

— 教育基本法「改正」を先取りした教育施策 —

西 伸 之

「不登校未然防止プロジェクト」とは

新潟市教育委員会は、今年度から「不登校未然防止中学校プロジェクト」(以下「事業」と表記)を立ち上げ、各学校に取り組みさせています。月の欠席管理(月三日以上欠席した児童生徒を市教委に報告)から把握された不登校傾向児童生徒について、小・中学校で支援体制を整え、三年間で不登校児童生徒の半減をめざすというもので、五月初旬に、市内全ての小中学校の不登校対策担当者が集められて取り組みがスタートしました。

内容は、①理由の如何にかかわらず月三日以上欠席した児童生徒一覧を市教委へ提出(月一回)②不登校傾向のある小六の様子を書いた個人シートを作成

③同一学区内の小中学校で年三回以上の情報交換会を開催するというものです。個人シートには、生育歴や本人の性格、親の考え、学校側の対応などを記入します。この事業のついては、「不登校未然防止や予防は、不登校Ⅱ悪という印象を強め、不登校の子や親をますます追い込んでしまう」「半減を目標とすることは、子どもの実態や願いとはかけ離れた登校刺激や登校強制が行われかねない」「個人シートは、プライバシーにかかわる部分が多く、個人情報保護に反するのではないか」など、多くの問題が指摘されています。ここでは、現在進められている教育基本法「改正」とのかかわりでこの事業の問題点について述べます。

現場や当事者の声を聞かず「上から」「一方的に」

まず指摘しなければならないのは、この「事業」が各校が現在行っている不登校への取り組みをきちんと評価し、現場の教員の意見・要望に応えて始められたものではなく、「上から」「一方的に」押しつけられたものだということです。各校の実態や児童生徒の個々の状況を考えない事業ですから、「今までの自校の不登校対策はどうなるんだ」「不登校加配があるならともかく、多忙感が増すだけ」という疑問や不満の声があがるのは当然です。新潟市では、形式が統一された学校評価資料の提出など、「上から」「一方的に」指示される仕事や年々増えており、各校や教職員の自主性に任せる仕事ができなくなっています。

また、この「事業」は、教員だけでなく、子どもと親の気持ちや願いも聞いていません。ですから、「事業」の内容は、すべて行政や学校からの一方的なものになっています。不登校（傾向）の児童生徒や親への配慮・支援で一番大切にしなければならないのは、本人と親（家族）の思いや願いでなければならないのです。しかし、そのことはどこにも書いていないのです。これでは、

親に「こうしましょう」「ああしましょう」と一方的に方針を押しつけ、親子を混乱させたり焦らせたりすることになりかねません。

数値目標が最大の特徴

この「事業」の大きな特徴は、「不登校児童生徒の半減」と数値目標を出していることです。これは学校・教員・子ども・保護者への圧力となって、各人を追い詰めていくでしょう。「事業」の評価は、目標がどれだけ達成されたかでなされますから、当然市教委は各校に「どれだけ減ったか」の報告を求めてきます。目標に達しなければ、「なぜだ」と学校（校長）への圧力が強まります。それは教員へ、そして子どもや保護者への圧力となっていくことは想像に難くありません。しかも、学校には教員評価制度が導入されようとしており、不登校を減らせたかどうかの評価の物差しに使われることも予想されますから、「とにかく学校へ来させよう」と、子どもの実態や願いとかけ離れた登校刺激や強制が行われるおそれがあります。

強まる教育活動評価の数値化の動き

教育課題への取り組み達成度や学校評価を数値化する動きは年々強まっています。前段で紹介した市教委がすべての小中学校に提出させた学校評価資料では、知・徳・体を重点三課題とし、それぞれ数値目標をあげさせています。ある学校では、知では「五教科の全県学力調査で、四月のNRTの状況を上回る」「生徒の学習アンケートで、理解度・意欲についての肯定的評価が八〇%以上である」、徳では「いじめ発生件数が〇である」「不登校件数が五件未満である」、体では「スポーツテストの結果が三種目以上で前年度を上回る」と目標をあげました。学力だけでなく、心も体も数値化し、それで学校を評価する動きは、新潟市だけではなく全国に広がっています。それは、数値化できない部分の方がはるかに多い人間の個性や能力に対する冒険であるだけでなく、特定の価値のみを重視し、結果的に多様な個性を否定することにつながりかねません。また、性急に結果を求めることは、教育の成果はすぐには表れない場合がずっと多いという事実を無視したものであり、その結果子どもの意識や発達の過程を考

慮しない乱暴な働きかけや、子どもや親を傷つける対応が増すのではないかと危惧されます（「事業」について言えば、学校への早期復帰を目指し、強い働きかけによって再登校できても、抱えている不安や心の葛藤が解決されず、上級学校進学や就職後にひきこもり、より深刻な事態に発展するケースもよくあります）。

現場の教職員を信頼していない

「理由の如何にかかわらず月三日以上欠席した児童生徒一覽を市教委へ提出」というのも、現場の教職員を信頼していない機械的な指示で、現場から強い反発が出ています。各学校の教職員は、休みがちな子のことを心から心配し、様々な手だてや配慮をしています。欠席日数だけでなく、子どもの表情や言動、友達とのかわり、授業中や休み時間の様子、保健室利用の度合いなど、様々な場面と視点で子どもたちを見て、複数の教職員が力を合わせながらかわっています。そうした努力への評価や励ましは何もなく、「数を減らせ」という一方的な「事業」は、時間はかかっても、これからも人間的な温かいかわりをしていきたいと願っている現場教職員の気持ちを考えないものと言わ

ざるを得ません。

教育基本法「改正」と「教育振興基本計画」

教育基本法を「改正」し、政府が新しくつくろうとしている「教育振興基本計画」は、教育内容を詳しく決め、国の言うとおりにやれというものです。行政がやるべきことは、教育条件の整備と充実であり、教育内容に踏み込んではないというのが、教育基本法の精神でした。それは、国家による教育内容への介入が、自由や平和を踏みにじり、多くの尊い命を奪った反省があるからです。憲法でも学問の自由として保障され、不十分ながらも守られてきた教育内容への国家権力の不介入が、教基法「改正」で一八〇度変わってしまいます。特に新たにつくられる一七条「教育振興基本計画」では、「教育の振興に関する施策についての基本的な方針や必要な事項の計画を政府が定める」と規定し、その内容は国会に報告すればいいこととしています。つまり、国（政府）が考えた様々な取り組みを「上から」「一方的に」学校現場へ押しつけることが自由にできることとなります。すでに文科省は、その具体的な政策目標の例を発表しています（例えば、◇国

際的な学力検査での上位成績を維持する。◇いじめ、校内暴力の五年間で半減を目指す。◇不登校の大幅な減少を目指す。◇子どもの体力や運動能力の低下に歯止めをかけ、上昇傾向に転じさせることを目標とするなど。

教育基本法「改正」の動きに対して

すでにおわकारの通り、新潟市教委が始めた「不登校未然防止プロジェクト」もその他の様々な現場への指示も、教基法「改正」で国がやろうとしている「教育振興基本計画」の先取りです。その特徴は、現場の実態や教職員の声、子どもや親の願いを全く考慮しない「上からの」「一方的な」取り組みです。子どもの実態から出発し、一人一人の成長を願って課題にいていねいに向き合うのではなく、国の求める人材をいかに効率よく育成するかということを重視した取り組みです。全国公立小中学校の校長の三分の二が反対している教基法「改正」を何としてもやめさせましょう。教職員や親、そして何よりも子どもの声から出発し、一人一人を大切にしたいねいな教育を進めるために。

（にし）のぶゆき・新潟市立大形中学校